

令和2年11月27日

保護者の皆様

佐野市教育委員会

お子様やご家族がPCR検査等を受けた際の対応について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大傾向にあり、県の警戒度が4段階で上から2番目の「感染嚴重注意」に引き上げられるなど心配な状況にあります。そのため、PCR検査等を受ける方も増加傾向にあることから、お子様やご家族が検査を受けた際の対応について改めて整理いたしました。

なお、以下のケースは検査結果が陰性であった場合の対応です。お子様が陽性(新型コロナウイルスに感染)の場合は、医師により出席が可能と診断されるまで出席停止となります。

【ケース1】

お子様又は同居のご家族等が、発熱等の症状により感染が疑われると医師から診断され、検査を受けた場合

お子様本人がPCR検査を受けた場合、登校は控えていただきます。なお、陰性が確認され、症状が回復すれば登校できます。

また、同居のご家族等が同様にPCR検査を受けた場合、ご家族の陰性が確認されるまで、お子様の登校は控えていただきます。

【ケース2】

同居のご家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、お子様が濃厚接触者と特定され、PCR検査を受けた場合

陰性が確認されても、お子様は出席停止となります。期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して2週間です。

【ケース3】

同居のご家族等が濃厚接触者と特定されPCR検査を受けた場合で、お子様は濃厚接触者と特定されずPCR検査対象とはならなかった場合

ご家族の陰性が確認できれば、登校できます。

【ケース4】

濃厚接触者とは特定されなかったが行政検査としてPCR検査や抗原検査を受けた場合^{※1}

※1 学校で新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒又は教職員が確認され、広範囲に調査を実施する必要があると保健所(安定健康福祉センター)が判断した場合など

お子様の陰性が確認できれば、登校できます。(実際は臨時休業終了後)

また、同居のご家族が同様の検査を受けた場合^{※2}、お子様自身には自宅待機等の制限はありませんので、通常どおり登校できます。

※2 の具体例 (A中学校に兄が在籍、B小学校に妹が在籍している例)

A中学校で、新型コロナウイルス感染症罹患者が確認され、兄は濃厚接触者とは特定されなかったが行政検査としてPCR検査を受けた場合、B小学校に在籍している妹は、登校を控える必要はありません。ただし、兄がPCR検査陽性となった場合は出席停止となります。(ケース2)

【ケース5】

手術前検査や海外渡航準備として、PCR検査を受けることが必要となった場合

検査結果確認前であっても、自宅待機等の制限はありません。登校できます。同居のご家族等が検査を受けた場合も同様です。

臨時休業となった場合の塾への通学や休日の大会(任意団体主催の大会等)の参加について

学校の臨時休業が実施された際、「塾に通わせてよいか」「休日に開催される〇〇大会に参加させてよいか」との問い合わせがあります。

お子様が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者と特定されたりした場合は、当然、外出は控えていただくこととなりますが、それ以外の可否については、塾や大会主催者等にご相談ください。臨時休業の趣旨を踏まえ、適切にご判断願います。